

改正案	現行
<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第一条 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号。以下「法」という。）第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びに保有する議決権（法第三十四条の二十第一項に規定する議決権をいう。第二条の五第七号、第二条の八及び第三条において同じ。）の数を記載した書類（免許を受けようとする者が株式会社である場合に限る。）</p> <p>九～十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（免許申請書に添付すべき電磁的記録）</p> <p>第一条の二 法第四条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）X六二</p>	<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第一条 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びに持株数を記載した書類（免許を受けようとする者が株式会社である場合に限る。）</p> <p>九～十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p>

二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2| 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3| 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 申請者の名称

二 申請年月日

(組織変更認可申請書の添付書類)

第二条の五 法第三十四条の十四第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇六 (略)

七 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容)並びに保有する議決権の数に記載した書類

八〇十四 (略)

(組織変更認可申請書の添付書類)

第二条の五 法第三十四条の十四第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇六 (略)

七 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容)並びに持株数を記載した書類

八〇十四 (略)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第二条の六 法第三十四条の二十第一項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一 信託業を営む者が信託財産として取得し、又は所有する株式会社金融先物取引所(以下この条及び次条において「会社」という。)(の株式に係る議決権(法第三十四条の二十第三項第一号の規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

二 法人の代表権を有する者又は支配人が当該代表権又はその有する代理権に基づき取得し、又は所有する会社の株式に係る議決権
三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一〇回あたりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が商法第二百十條第一項の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行った場合に限る。)(において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式に係る議決権(法第

(取得又は所有の態様その他の事情を勘案して取得又は所有する株式から除く株式)

第二条の六 法第三十四条の二十第一項に規定する内閣府令で定める株式は、次に掲げる株式(商法第二百四十二條の規定により株主が議決権を有しないこととされるもの)議決権のある株式に転換することを請求できないものに限る。(以下この条において同じ。)

一 信託業を営む者が信託財産として取得し、又は所有する株式会社金融先物取引所(以下この条及び次条において「会社」という。)(の株式(法第三十四条の二十第三項第一号の規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は所有する株式とみなされるものを除く。)

二 法人の代表権を有する者又は支配人が当該代表権又はその有する代理権に基づき取得し、又は所有する会社の株式
三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一〇回あたりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が商法第二百十條第一項の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行った場合に限る。)(において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式(法第三十四条の二

三十四条の二十第三項第一号の規定により、当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

四 相続人が相続財産として取得し、又は所有する会社の株式（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認したものとみなされる場合を含む。）又は限定承認した日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）に係る議決権

五 会社が自己の株式の消却を行うために所得し、又は所有する会社の株式に係る議決権

（取得等の制限の適用除外）

第二条の七 法第三十四条の二十第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保有する会社の対象議決権（法第三十四条の二十第一項に規定する対象議決権をいう。以下この条において同じ。）の数に増加がない場合

二 担保権の行使又は代物弁済の受領により会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合

三 証券業を営む者が業務として会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第一号に掲げる行為により取得し、又は保有する場合を除く。）

十第三項第一号の規定により、当該信託された者が自ら取得し、又は所有する株式とみなされるものを除く。）

四 相続人が相続財産として取得し、又は所有する会社の株式（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認したものとみなされる場合を含む。）又は限定承認した日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）

五 会社が自己の株式の消却を行うために所得し、又は所有する会社の株式

（取得等の制限の適用除外）

第二条の七 法第三十四条の二十第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 所有する会社の対象株式（法第三十四条の二十第一項に規定する対象株式をいう。以下この条において同じ。）の数に増加がない場合

二 担保権の行使又は代物弁済の受領により会社の対象株式を取得し、又は所有する場合

三 証券業を営む者が業務として会社の対象株式を取得し、又は所有する場合（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第一号に掲げる行為により取得し、又は所有する場合を除く。）

四 証券取引法第一百五十六条の三第一項に規定する業務を営む者が
当該業務として対象議決権を取得し、又は保有する場合

(公衆縦覧の事項等)

第二条の八 法第三十四条の二十一に規定する内閣府令で定める事項
は、当該株式会社金融先物取引所の発行済株式の総数及び総株主の
議決権の数とする。

2 株式の転換又は新株予約権の行使によって発行済株式の総数又は
総株主の議決権の数に変更があつた場合における発行済株式の総数
又は総株主の議決権の数は、前月末日現在のものによることができ
る。

3・4 (略)

(合併認可申請書の添付書類)

第三条 法第三十四条の二十三第三項に規定する内閣府令で定める書
類は、次に掲げる書類とする。

一～六 (略)

七 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人
その他の団体である場合には、その商号又は名称、主たる営業所
又は事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容)並びに保有
する議決権の数を記載した書類

八～十四 (略)

四 証券取引法第一百五十六条の三第一項に規定する業務を営む者が
当該業務として対象株式を取得し、又は所有する場合

(公衆縦覧の事項等)

第二条の八 法第三十四条の二十一に規定する内閣府令で定める事項
は、当該株式会社金融先物取引所の発行済株式の総数(法第三十四
条の二十第一項に規定する発行済株式の総数をいう。以下この条に
おいて同じ。)とする。

2 株式の転換、新株引受権の行使又は社債の転換によって発行済株
式の総数に変更があつた場合における発行済株式の総数は、前月末
日現在のものによることができる。

3・4 (略)

(合併認可申請書の添付書類)

第三条 法第三十四条の二十三第三項に規定する内閣府令で定める書
類は、次に掲げる書類とする。

一～六 (略)

七 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人
その他の団体である場合には、その商号又は名称、主たる営業所
又は事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容)並びに持株
数を記載した書類

八～十四 (略)

(合併認可申請書に添付すべき電磁的記録)

第三条の二 法第三十四条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、第一条の二に掲げる電磁的記録とする。

(許可申請書のその他の記載事項)

第十条 法第五十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 主要株主（総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権）株式会社又は有限会社にあつては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び第十一条第八号、第二十三条の二において同じ。）をいう。以下この条及び第十一条第八号、第二十三条の二において同じ。）の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。第十五条第一項第六号において同じ。）の商号、氏名又は名称及び住所。
- 二 (略)

(許可申請書の添付書類)

第十一条 法第五十八条第二項（法第六十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発

(新設)

(許可申請書のその他の記載事項)

第十条 法第五十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 主要株主（発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。第十五条第一項第六号において同じ。）の商号、氏名又は名称及び住所

二 (略)

(許可申請書の添付書類)

第十一条 法第五十八条第二項（法第六十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発

行されたものに限る。)とする。

一七 (略)

八 別紙様式第五号により作成した株主又は社員の名簿及び親会社(当該業者になろうとする者又は当該許可の有効期間の更新を受けようとする者の総株主等の議決権の二分の一以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。)の株主又は社員の名簿

九 十 (略)

(適用除外行為)

第二十三条の二 法第七十四条ただし書に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一 次のイからニまでに掲げる者のうち外国において金融先物取引業を営む者を顧客とする場合において、次条第二号及び第三号に掲げる事項について、当該顧客の同意を得ないで金融先物取引業者が定めることができることを内容とする受託契約を締結すること。

イ 当該金融先物取引業者が、外国の法人その他の団体の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人その他の団体(以下この項及び次項において「外国子会社」という。)

ロ 当該金融先物取引業者が、外国の法人その他の団体に総株主

行されたものに限る。)とする。

一七 (略)

八 別紙様式第五号により作成した株主又は社員の名簿及び親会社(当該業者になろうとする者又は当該許可の有効期間の更新を受けようとする者の発行済株式の総数又は出資の総額の二分の一以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。)の株主又は社員の名簿

九 十 (略)

(適用除外行為)

第二十三条の二 法第七十四条ただし書に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一 次のイからニまでに掲げる者のうち外国において金融先物取引業を営む者を顧客とする場合において、次条第二号及び第三号に掲げる事項について、当該顧客の同意を得ないで金融先物取引業者が定めることができることを内容とする受託契約を締結すること。

イ 当該金融先物取引業者が、外国の法人その他の団体の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人その他の団体(以下この項及び次項において「外国子会社」という。)

ロ 当該金融先物取引業者が、外国の法人その他の団体に発行済

等の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有されている場合における当該法人その他の団体（以下この項及び次項において「外国親会社」という。）

八 当該金融先物取引業者の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体

二 八に規定する法人その他の団体が、外国の他の法人その他の団体の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における他の法人その他の団体

二下四（略）

2 前項第一号において、当該金融先物取引業者及びその外国子会社又は当該金融先物取引業者の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該金融先物取引業者の外国子会社とみなし、当該金融先物取引業者の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体に総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有されている場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該金融先物取引業者の外国親会社とみなす。

株式の総数又は出資の総額の百分の五十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有されている場合における当該法人その他の団体（以下この項及び次項において「外国親会社」という。）

八 当該金融先物取引業者の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体

二 八に規定する法人その他の団体が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における他の法人その他の団体

二下四（略）

2 前項第一号において、当該金融先物取引業者及びその外国子会社又は当該金融先物取引業者の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該金融先物取引業者の外国子会社とみなし、当該金融先物取引業者の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体に発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有されている場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該金融先物取引業者の外国親会社とみなす。

3
(略)

3
(略)

必 出 株

別紙様式第5号(第11条第8号関係)

1. 株主又は社員の名簿

(A) 総株主等の議決権の数	個	
氏名又は名称	(B) 保有する議決権の数	割合(B/A)
	個	%
計	個	

(記載上の注意)

1. 保有する議決権の数の多い順序に従い10名(法人を含む。)について記載すること。
2. 「総株主等の議決権」とは、第10条第1号に規定する総株主等の議決権をいう。

2. 親会社の株主又は社員の名簿

(ふりがな) 商号		
(ふりがな) 代表者氏名		
住所		
(A) 総株主等の議決権の数	個	
氏名又は名称	(B) 保有する議決権の数	割合(B/A)

出 株 行

別紙様式第5号(第11条第8号関係)

1. 株主又は社員の名簿

(A) 発行済株式の総数及び 資本金又は出資の総額	株(又は口) 百万円	
氏名又は名称	(B) 保有する株式の数又は出資の金額	割合(B/A)
	株(又は口) 百万円	%
計	株(又は口) 百万円	

(記載上の注意)

1. 保有する株式の数又は出資の金額の多い順序に従い10名(法人を含む。)について記載すること。

2. 親会社の株主又は社員の名簿

(ふりがな) 商号		
(ふりがな) 代表者氏名		
住所		
(A) 発行済株式の総数及び 資本金又は出資の総額	株(又は口) 百万円	
氏名又は名称	(B) 保有する株式の数又は出資の金額	割合(B/A)

		%

(記載上の注意)

1. 保有する議決権の数の多い順序に従い5名(法人を含む。)について記載すること。
2. 「総株主等の議決権」とは、第10条第1号に規定する総株主等の議決権をいう。
3. 人的構成又は資金の状況に照らし親会社に準ずるものについても記載すること。
4. 親会社のないもの及び人的、資金的な面からみて親会社とならない場合は、記載を省略することができる。

		%

(記載上の注意)

1. 保有する株式の数又は出資の金額の多い順序に従い5名(法人を含む。)について記載すること。
2. 人的構成又は資金の状況に照らし親会社に準ずるものについても記載すること。
3. 親会社のないもの及び人的、資金的な面からみて親会社とならない場合は、記載を省略することができる。

必 出 欄

別紙様式第10号(第27条関係)

(第17面)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
	千円	千円		千円	千円
6委託者に係る資産			6委託者に係る負債		
現金			預り金		
預け金			預り有価証券		
保管委託者有価証券			受託業務預り顧客証拠金		
差入委託者有価証券			同 充当有価証券等		
委託業務顧客証拠金			受託業務預り委託保証金		
同 充当有価証券等			同 充当有価証券等		
受託業務委託保証金			委託者差金勘定		
同 充当有価証券等			委託者未払金		
委託者差金勘定			委託者に係るその他負債		
委託者未収金					
委託者に係るその他資産					
7取引業協会に係る資産					
取引業協会預託金					
金先責任準備金預託額			負 債 合 計		
同 当期末繰入額					
協会に係るその他資産			資 本 の 部		
			資 本 金		
			資 本 準 備 金		
			利 益 準 備 金		

必 出 欄

別紙様式第10号(第27条関係)

(第17面)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
	千円	千円		千円	千円
6委託者に係る資産			6委託者に係る負債		
現金			預り金		
預け金			預り有価証券		
保管委託者有価証券			受託業務預り顧客証拠金		
差入委託者有価証券			同 充当有価証券等		
委託業務顧客証拠金			受託業務預り委託保証金		
同 充当有価証券等			同 充当有価証券等		
受託業務委託保証金			委託者差金勘定		
同 充当有価証券等			委託者未払金		
委託者差金勘定			委託者に係るその他負債		
委託者未収金					
委託者に係るその他資産					
7取引業協会に係る資産					
取引業協会預託金					
金先責任準備金預託額			負 債 合 計		
同 当期末繰入額					
協会に係るその他資産			資 本 の 部		
			資 本 金		
			資 本 剰 余 金		
			利 益 剰 余 金		

			任意積立金		
			当期末処分利益 又は当期末処理損失 (うち当期利益又は 損失)		
			資本合計		
資産合計			負債資本合計		

			利益準備金		
			任意積立金		
			当期末処分利益 又は当期末処理損失 (うち当期利益又は 損失)		
			資本合計		
資産合計			負債及び資本合計		